

第6期橋本市障がい福祉計画
第2期橋本市障がい児福祉計画

令和3年3月
橋本市

市長あいさつ

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズは多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。



橋本市では、「すべての人が、お互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち橋本」を基本理念とし、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きるノーマライゼーション社会の実現をめざしています。

国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。

このたび、平成30年3月に策定した「第5期橋本市障がい福祉計画・第1期橋本市障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

本人の自己選択を尊重し、また全ての市民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指して、計画的に取り組んでまいりますので、市民の皆様や関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「橋本市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントの中で貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様、事業所・関係機関の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

橋本市長 平木 哲朗

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 橋本市の現状.....	5
1 橋本市の現状.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	11
1 障がい者施策の基本理念.....	11
2 成果目標と活動指標.....	11
第4章 障害福祉サービス等の見込み.....	19
1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	19
2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み.....	24
3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	34
第5章 計画の推進.....	36
1 計画の推進体制.....	36
2 計画の進行管理.....	36
資料編.....	37
1 計画の策定経緯.....	37
2 橋本市障害者施策推進協議会条例.....	38
3 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿.....	39

1 策定の趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢者福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、

複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、直近の障がい者施策の動向等を踏まえた見直しがされています。

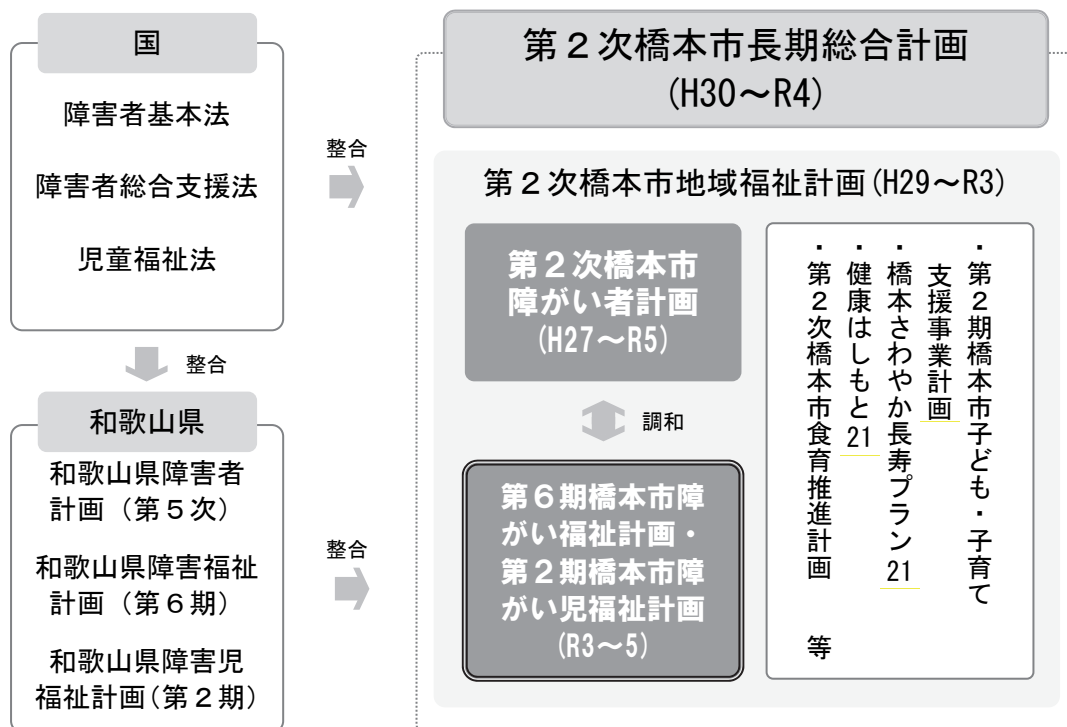
本市では、平成30年3月に策定した「第5期橋本市障がい福祉計画・第1期橋本市障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、和歌山県障害者計画、和歌山県障害福祉計画及び和歌山県障害児福祉計画並びに橋本市総合計画及び同実施計画における障がい者施策との整合性を図りました。



3 計画の期間

障がい者計画は、平成27年度から令和5年度までの9年間を計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2次橋本市障がい者計画					
第5期橋本市障がい福祉計画・ 第1期橋本市障がい児福祉計画			第6期橋本市障がい福祉計画・ 第2期橋本市障がい児福祉計画		

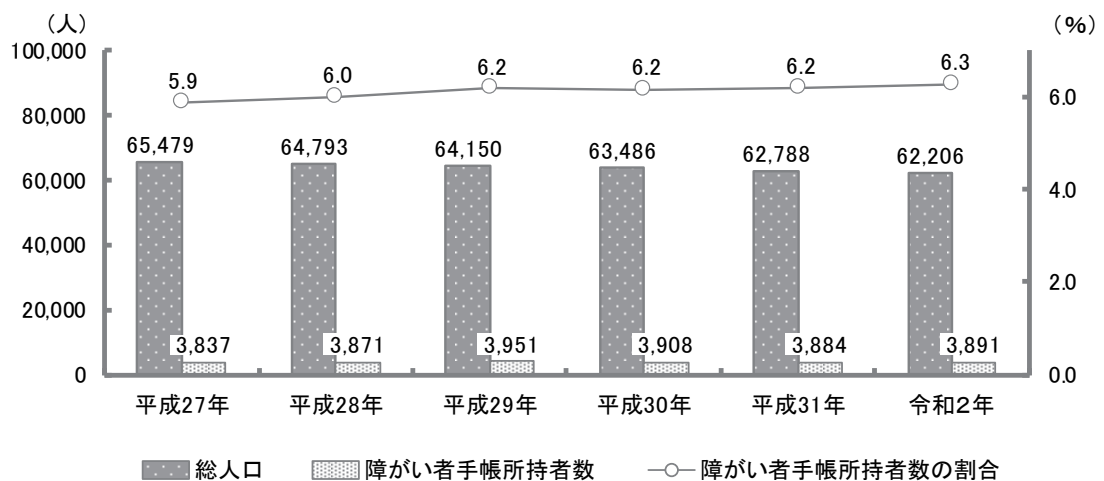
1 橋本市の現状

(1) 障がい者の状況

① 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年3月31日現在62,206人で、年々減少しています。
障がい者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在3,891人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合も6.3%と増加傾向にあります。

人口、障がい者手帳所持者数の推移

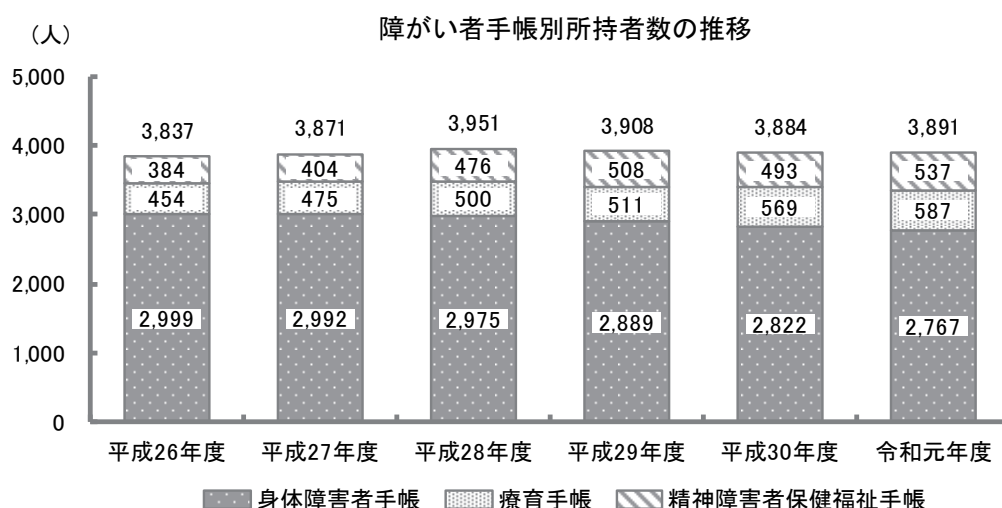


資料：人口は住民基本台帳、障がい者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月31日現在）

② 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は令和元年度末現在2,767人となり年々減少しております。

また、療育手帳所持者数は令和元年度末現在587人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年度末現在537人と増加傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在1級の手帳所持者数が727人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が714人となっています。また、5級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1～4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	792	801	774	755	729	727
2級	501	490	471	460	453	436
3級	526	511	531	520	500	474
4級	756	759	773	744	723	714
5級	188	197	200	191	192	196
6級	236	234	226	219	225	220
合計	2,999	2,992	2,975	2,889	2,822	2,767

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在肢体不自由が1,514人（54.7%）と最も多く、次いで内部障がいが774人（28.0%）となっています。また、肢体不自由の手帳所持者数は年々減少しています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
視覚障がい	196	197	192	176	178	176
聴覚・平衡機能障がい	329	320	315	296	288	275
音声・言語・そしゃく機能障がい	31	35	35	34	33	28
肢体不自由	1,665	1,642	1,628	1,588	1,551	1,514
内部障がい	778	798	805	795	772	774
合計	2,999	2,992	2,975	2,889	2,822	2,767

資料：庁内調べ（各年度末現在）

（3）療育手帳所持者の状況

① 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和元年度末現在B2の手帳所持者数が275人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が133人となり、手帳所持者数は年々増加しています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
A 1	67	67	68	67	76	76
A 2	86	86	92	93	101	103
B 1	112	117	117	116	129	133
B 2	189	205	223	235	263	275
合計	454	475	500	511	569	587

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在2級の手帳所持者数が287人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が206人となっています。また、2級、3級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

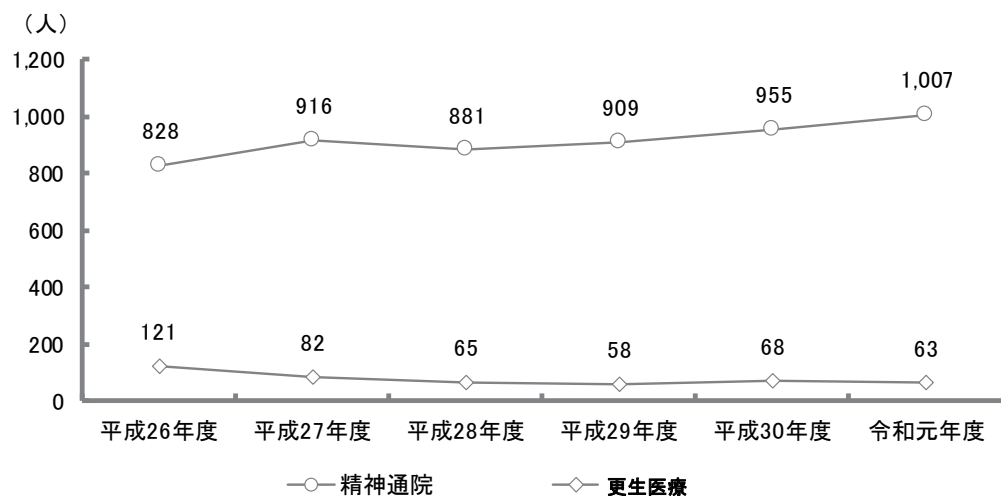
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	40	33	44	48	41	44
2級	222	220	268	280	271	287
3級	122	151	164	180	181	206
合計	384	404	476	508	493	537

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、精神通院は令和元年度末現在1,007人で、増加傾向にあります。更生医療は令和元年度末現在63人で、減少傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

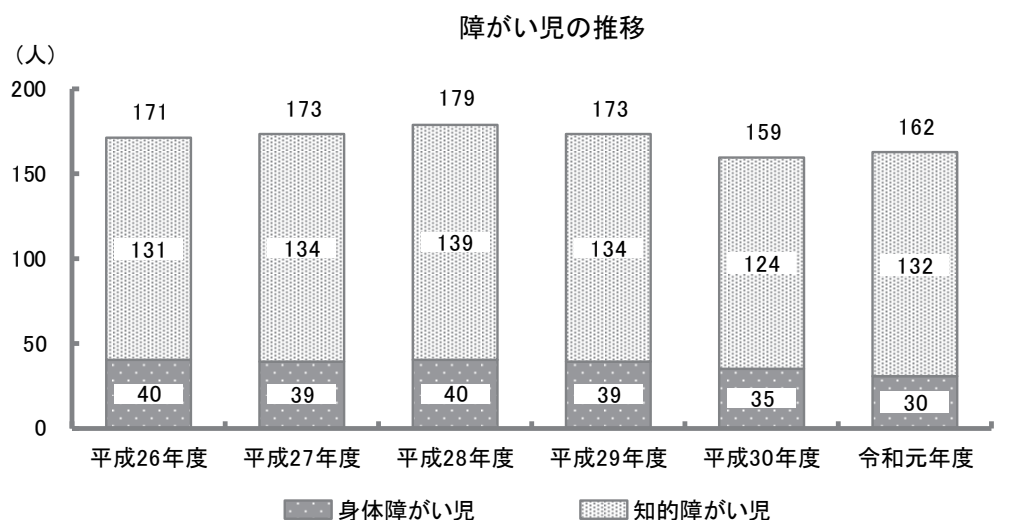


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 障がい児の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和元年度末現在30人で、減少傾向にあります。知的障がい児では、令和元年度末現在132人で、増減を繰り返しています。

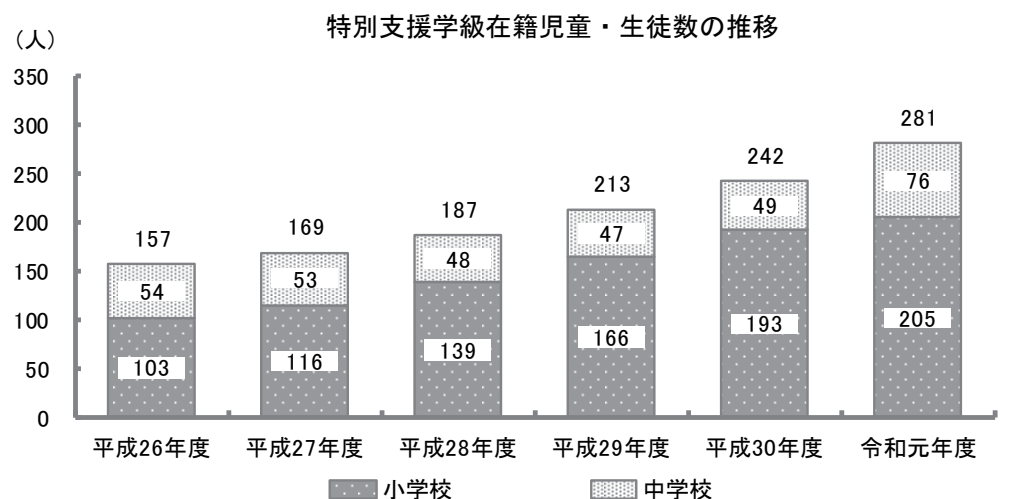


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(6) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、令和2年5月1日現在小学校の児童数は205人で年々増加しています。中学校の生徒数は76人で令和元年度に増加しています。

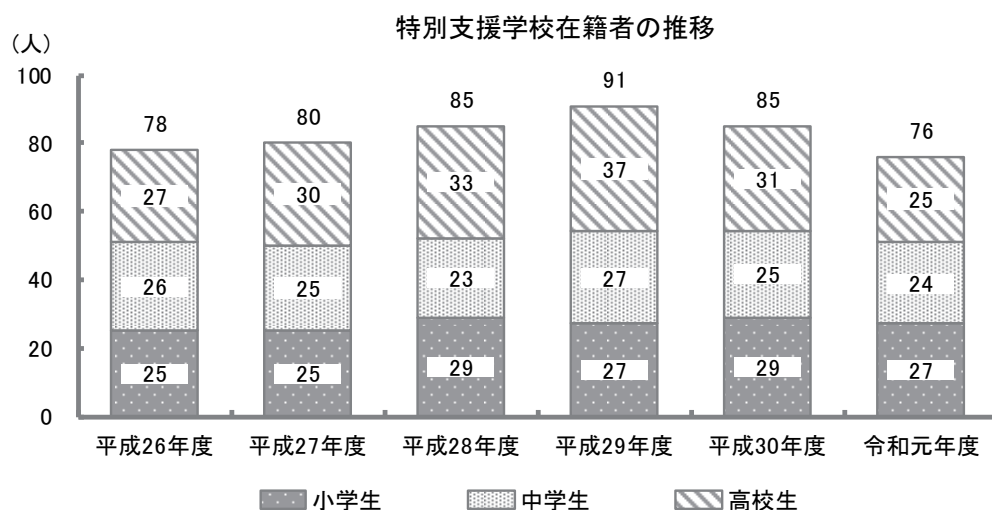


資料：庁内調べ（各年5月1日現在）

(7) 特別支援学校在籍状況

① 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、令和2年5月1日現在小学部は27人、中学部は24人、高等部は25人で、増減を繰り返しています。

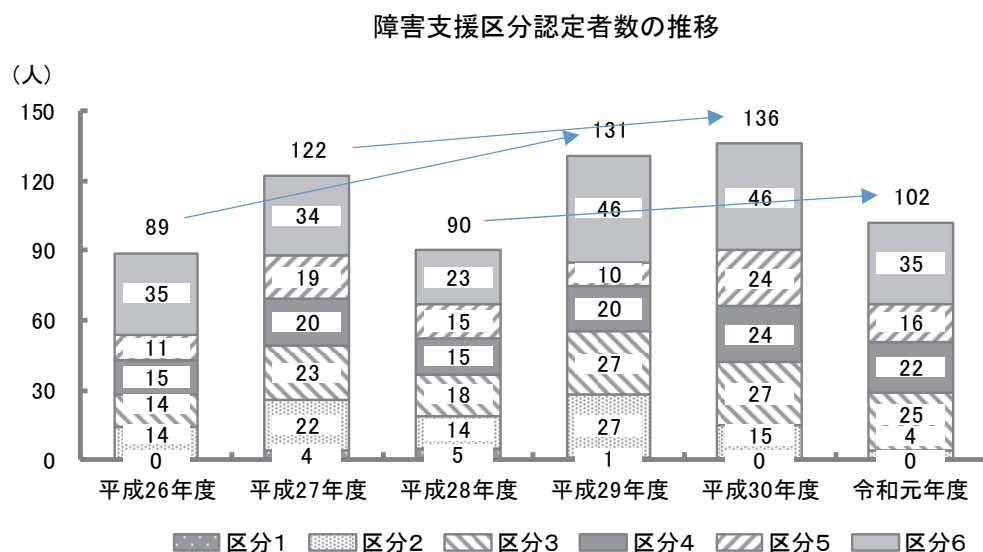


資料：庁内調べ（各年5月1日現在）

(8) 障害支援区分認定者の状況

① 障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分認定者数の推移をみると、有効期間は3年となっており、令和元年度末現在区分6が35人で最も多く、次いで区分3が25人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 障がい者施策の基本理念

本市の障がい者施策の基本的な事項や理念を定めた橋本市障がい者計画においては、「すべての人が、お互いを尊重し いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念とし、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会をめざします。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点の施設入所者数は62人で、国基本方針では1人削減となるが、計画策定時点で63人が利用し、現状施設入所待機者が多く令和元年度末の入所者数を上回らないようにする。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の施設入所者数は62人で、国基本方針では4人の地域移行となるが、前計画期中の3年間では1人のみであったことから、2人を目標とします。

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	62人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

目標実現に向けた取組

基幹相談支援センターをはじめとした相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域定着に必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を促進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	活動指標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14	14	14
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	30	35	40
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの機能について検討を図ります。

精神障がいのある人の家族に対する支援の充実に向け、関係者の協議の場として橋本・伊都地域自立支援協議会精神保健ネットワーク部会を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	令和5年度末までに圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の設置を目指します。機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討を行います。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	3	3	3
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	6	6	6

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、橋本・伊都地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	就労移行支援12人、就労継続支援A型4人、就労継続支援B型5人の計21名を目標とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度末時点は9人で、国基本方針の12人を目標とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度末時点は3人で、国基本方針の4人を目標とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度末時点は4人で、国基本方針の5人を目標とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	令和元年度末時点就労定着支援事業所がない。

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	21人 (1.31倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	12人 (1.33倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	4人 (1.33倍増)
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	5人 (1.23倍増)
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	9人 (75%)
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	—

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を橋本・伊都地域自立支援協議会就労支援部会等の場を活用して協議を進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	児童発達支援センターは1か所設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	保育所等訪問支援事業所は2か所設置済み。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、現在未設置となっていますが、今後圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指します。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、現在未設置となっていますが、今後圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指します。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	令和5年度末までに、圏域の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	令和5年度末までに、圏域において医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

目標値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有

目 標 値	
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	20	30
ペアレントメンターの人数	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

目標実現に向けた取組

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を活用し、障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等に向け検討を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末までに、圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。

目標値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2	2	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1 2	1 2	1 2

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築を目指します。

目標値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	12	12	12

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるため、市職員が各種研修に参加し、知識習得に努めます。



障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、自宅で介護、家事、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、移動に必要な情報の提供やその介護、本人が外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する常に介護が必要な障がい者が、行動する際に必要な介護や外出時に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	115	113	114	115
	時間分	2665.3	2,642	2,710	2,780
重度訪問介護	人分	2	2	2	2
	時間分	288.9	324	367	416
同行援護	人分	20	20	21	22
	時間分	390.2	336	346	356
行動援護	人分	1	1	1	1
	時間分	2.4	3	3	3
重度障害者等包括支援	人分	0	1	1	1
	時間分	0	248	248	248

② 見込量確保の方策

- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように、サービス需要の増大にあわせ、多様な事業者の参入の促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	148	157	161	165
	人日分	2896.9	3,052	3,137	3,224
自立訓練(機能訓練)	人分	0	1	1	1
	人日分	0	13	13	13
自立訓練(生活訓練)	人分	16	27	33	41
	人日分	259.7	379	501	662
就労移行支援	人分	16	18	18	18
	人日分	259.7	271	259	248
就労継続支援(A型)	人分	49	50	52	54
	人日分	919.9	916	929	942
就労継続支援(B型)	人分	175	194	205	217
	人日分	2672.0	3,006	3,184	3,373
就労定着支援	人分	3	5	6	9
療養介護	人分	12	12	12	12
福祉型短期入所	人分	13	11	12	13
	人日分	82.2	77	82	87
医療型短期入所	人分	2	2	2	2
	人日分	6.3	6	6	6

② 見込量確保の方策

- 今後サービス利用者数の増加が見込まれる事業については、サービス需要の増大についての情報提供に努め、幅広いサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービス事業所の確保に努めます。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	56(20)	67(30)	73(35)	79(40)
施設入所支援	人分	64	63	63	62
自立生活援助	人分	0	2(1)	2(1)	2(1)

() は精神障がい者の利用者数

② 見込量確保の方策

- グループホームについては、地域生活への移行を推進していく上で重要な役割を担うサービスであることから、より幅広い事業者の参入を促進します。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、地域生活への移行を進めます。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人分	102	135	140	145
地域移行支援	人分	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	市民に障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市広報やホームページによる理解促進に向けた取組を行い、県と協力しところのバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人の暮らしにくさを解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がい者団体、障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 活動場所の提供などの支援を通じ、当事者団体の主体性の醸成を図り、障がいのある人の生きがい作りを促進します。

(3) 相談支援事業

サービス	概要
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などのからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援をします。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを拠点として、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 住宅入居等支援事業については、橋本市の関係する課・部の間で調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的または精神障がいのある人で、費用等の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要な申立費用、報酬のすべてまたは一部を補助します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度の周知を図るための広報・啓発を推進します。
- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、基幹相談支援センター等と連携して成年後見制度の利用を促進します。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、今後成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制の整備に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するとともに、手話通訳者を市役所の窓口に設置します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	件	541	550	550	550
要約筆記者派遣事業	件	43	50	50	50

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き手話奉仕員養成講習を実施し人材確保に努めます。
- 要約筆記講習会の実施と事業の周知と啓発を行うことで、引き続き理解の促進に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等、透析液加湿器
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排せつ管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	2	2	2
自立生活支援用具	件	14	12	11	10
在宅療養等支援用具	件	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	17	26	32	39
排せつ管理支援用具	件	1,671	1,707	1,726	1,745
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	3	3	3

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	11	10	10	10

② 見込量確保の方策

- 聴覚に障がいのある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援	実利用者数	81	86	91	97
	延べ利用時間	11,150	12,176	13,296	14,519

② 見込量確保の方策

- 障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めます。
- サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	0	1	1	1
	実利用者数	0	10	10	10

② 見込量確保の方策

- 現在設置事業者がないため実績はないが、創作的活動及び地域交流の場として、今後設置を図ります。

(10) その他の事業

サービス	概要
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 (日中短期入所事業、タイムケア事業)
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人に対し、市ホームページに引き続き WEB 版声の広報（『広報はしもと』音声版）を掲載するとともに、『広報はしもと』・「健康カレンダー」・「ごみ収集日程表（ごみカレンダー）」など地域生活を営む上で必要な情報をデイジー図書として、提供することにより社会参加の促進を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	契約事業所数	2	2	2	2
	実利用者数	30	29	28	27
訪問入浴サービス事業	契約事業所数	1	1	1	1
	実利用者数	2	2	2	2
声の広報等発行事業	実利用者数	8	8	8	8

※ WEB 版声の広報は障がいの有無に関係なく、不特定多数を対象としているので、実利用者数はデイジー図書（デジタル録音図書）の配布者数を記した。

② 見込量確保の方策

- 事業所と連携し、引き続き事業を実施していきます。
- 日中一時支援が必要と認められる障がいのある人の把握に努めるとともに、サービス提供事業者の参入を促進します。

3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。(県内事業所なし。)
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績	見込み		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	69	70	71	72
	人日分	961.7	977	992	1,007
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	109	141	165	193
	人日分	1,332.8	1,822	2,138	2,509
保育所等訪問支援	人分	6	7	8	9
	人日分	7.3	8	9	10
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	5	5	5
障害児相談支援	人分	32	49	61	76
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制

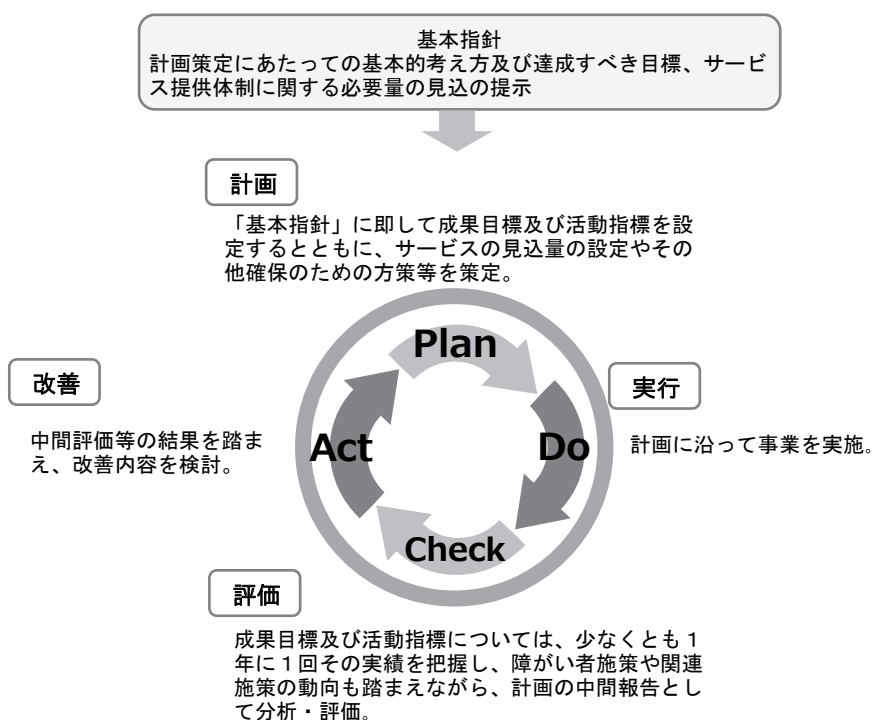
計画の推進にあたっては、計画の策定過程で、各分野の関係機関関係者等における「橋本市障害者施策推進協議会」で審議しており、今後も障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるよう計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が利用するサービスは市内のみでなく近隣自治体にも及ぶため、橋本・伊都地域自立支援協議会を活用し、広域的な連携についても強化し、円滑にサービスを提供できる体制の整備を促進します。

さらに、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対して要望や提言等を行います。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、計画の進捗状況については、毎年「橋本市障害者施策推進協議会」で達成状況の点検・評価を行い、必要な対策を検討します。





資料編

|| 1 計画の策定経緯

日付	名称	内容
令和2年9月24日	令和2年度 第1回橋本市障害者 施策推進協議会 (中止)	庁舎爆破予告により中止
令和2年11月26日	令和2年度 第1回橋本市障害者 施策推進協議会	(1) 会長の選出について (2) 第5期橋本市障がい福祉計画・第1期橋本市障がい児福祉計画について (3) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画について
令和2年11月27日 ～12月15日	アンケート調査の実施	
令和2年12月23日	令和2年度 第2回橋本市障害者 施策推進協議会	(1) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画【素案】について
令和2年12月28日 ～令和3年1月22日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月26日	令和2年度 第3回橋本市障害者 施策推進協議会 (書面決議)	(1) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画【素案】に対するパブリックコメント結果について

2 橋本市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿

(順不同／敬省略)

役職	団体名等	職名	氏名
会長	社会福祉法人紀之川寮	悠久の杜 管理者	河 合 馨
副会長	橋本市障害児者父母の会	副会長	山 本 紀 子
	高野口医師会	会長	森 下 昌 亮
	橋本市医師会	会長	大 萩 晋 也
	橋本市区長連合会	副会長	廣 岡 慶 三
	橋本市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉部会 部会長	佐 藤 正
	橋本市身体障害者連盟	会長	西 井 幸 男
	橋本市身体障害者連盟	副会長	喜 多 晃
	橋本市身体障害者連盟	副会長	谷 口 作 男
	社会福祉法人筍憩会	基幹相談支援センター	蕨 野 隆 久
	社会福祉法人博芳福祉会	施設長	植 山 美 千 代
	社会福祉法人橋本福祉会	施設長	鈴 木 寛
	社会福祉法人椋の樹福祉会	施設長	井 川 紀 幸
	社会福祉法人ゆたか会	施設長	上 好 久 子
	橋本公共職業安定所	所長	海 瀬 安 彦
	和歌山県立きのかわ支援学校	校長	神 崎 良 子
	伊都振興局健康福祉部	副部長	掛 田 雅 昭

第6期橋本市障がい福祉計画
第2期橋本市障がい児福祉計画

令和3年3月

発行：橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家1丁目1番1号

電話：0736-33-3708（直通）

FAX：0736-32-2515